

南会津町木造住宅耐震診断促進 事業のお知らせ

1、事業の目的

町内に存する木造住宅の所有者、賃借者又購入予定者が当該住宅の耐震診断等を希望する場合、町が耐震診断者を派遣して耐震診断等を行い、木造住宅の耐震化を促進し、町民の安全と安心を確保することを目的とします。

2、事業内容

町が派遣する耐震診断者の業務は、次の内容となります。

①耐震診断

地震に対する安全性を診断します。

②補強計画

耐震診断の結果を踏まえ、所有者等の住まい方に適した効率的な補強箇所の明示や概算工事費等の算出を行います。

3、対象事業要件

町内に存する木造住宅で次の要件に全て該当するもの。

- ①所有者、賃借者又は購入予定者が自ら居住する住宅であること。
- ②昭和56年5月31日以前に工事が着工された専用住宅又は併用住宅(住宅部分が延床面積の2分の1以上)であること。
- ③木造3階建て以下の住宅であること。
- ④過去にこの事業による耐震診断等を受けていない住宅であること。

4、申請者の費用負担

耐震診断等に係る費用の内、消費税に相当する額(23,400円程)を診断前に負担していただきます。

5、受付期間

6月1日(月)～6月30日(火)

※申請書は担当課に備え付けてあります。

6、問合せ・担当課

建設課 建築営繕係
電話 0241-62-6230